

那資 1 第 00317 号
平成 22 年 10 月 21 日

沖縄税理士会
那覇支部 支部長 殿

那覇税務署長



南城市に所在する土地の評価について

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

税務行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県は、平成 22 年 8 月 10 日付で南城市大里及び南城市佐敷を「那覇広域都市計画区域」から除外し、南城市の行政区域の一部（沖縄本島以外の島しょを除く区域）を「南城都市計画区域」に指定しました。

南城都市計画区域においては、市街化区域と市街化調整区域の区域区分がないことから、平成 22 年分財産評価基準書の倍率表に表示している適用地域名の一部（「市街化区域」及び「市街化調整区域」）が平成 22 年 8 月 10 日以後、存在しないこととなりました。

このため、平成 22 年 8 月 10 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した南城市大里字嶺井、南城市佐敷字新里及び南城市佐敷字津波古に所在する土地の評価方法につきましては、那覇税務署資産課税部門へお問い合わせいただくよう、貴会員の皆様への周知方をよろしく申し上げます。